

登米市指名停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市における工事又は製造の請負、物品の売買その他の契約について、その適正な履行と公正を確保するため、不当行為を行った指定業者に対し、市長が指名停止する場合の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「指定業者」とは、登米市契約規則(平成17年登米市規則第41号)第4条及び第21条第1項及び第2項の規定により有資格者名簿に登載された者をいい、個人企業にあつては本人及び共同経営者又はこれと同視すべき地位にある者、法人にあつては取締役及び直接間接を問わず企業の経営に参加できる地位にある者(一般社員を含む。)を含むものとする。

(指名停止)

第3条 指定業者が別表に掲げる指名停止事由のいずれかに該当する場合は、登米市競争入札契約業者指名委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、同表に掲げる期間で指名を停止するものとする。

- 2 前項の場合において、指定業者を現に指名している場合は、指名を取り消すものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、警察、公正取引委員会等の捜査等に積極的に協力し、公共工事等からの暴力団等の排除、談合防止等に貢献したと認められる場合には、指名停止期間を短縮し、又は指名停止をしないことができるものとする。
- 4 指名停止の開始日は、委員会が当該案件の指名停止を決定した日の翌々日(登米市の休日を定める条例による市の休日を除く。)からとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 当該指名停止において、責めを負うべき指定業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 前条第1項の規定により共同企業体に指名停止を行う場合は、当該共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止の責めを負わないと認められる者を除く。)を、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 3 前条第1項及び前2項の規定により指定業者を指名停止とする場合は、指定業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該指定業者を構成員とする共同企業

体についても、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 指定業者が一の事案により別表各項に掲げる指名停止事由の2以上に該当するときは、当該各項に規定する最長期間の最も長いものの範囲内で指名停止期間を定めるものとする。

- 2 一の事案に関して、再指名停止は行わないものとする。ただし、指名停止後、同一事案が別の指名停止事由に該当することとなった場合において、新たに生じた事由により指名停止すべき期間が従前の指名停止期間よりも長期であるときは、その残存期間を指名停止とする。
- 3 別表各項に掲げる指名停止事由に該当する指定業者について、委員会において極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため同表各項に掲げる最長期間を超えて指名停止期間を定める必要があると認めるときは、当該最長期間の2倍に相当する期間(この期間が24月を超えるときは24月)の範囲内で指名停止期間を定めることができる。
- 4 指名停止期間中の指定業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、委員会の審議を経て、別表各項に定める期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。
- 5 指名停止の最短期間は、1月とする。

(指名停止の解除)

第6条 委員会において、指名停止期間中の指定業者が当該事案において責めを負う必要がないと認めたときは、当該指名停止を解除するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 災害時の応急工事、特殊な技術を要する工事、及び特殊な物件を買い入れる場合において、他に相応する業者がなくやむを得ない事情があると委員会が認めるときを除いて、指名停止期間中の指定業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負等の禁止)

第8条 指名停止期間中の指定業者が本市の発注する工事等において、全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。ただし、指名停止を受ける以前の工事及び委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(指名留保)

第9条 指定業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会（登米市競争入札契約

業者指名委員会規程第4条第2項に定める「1号委員会」をいう。)に諮り、当該各号に掲げる期間、当該指定業者の指名を留保することができる。この場合において、指定業者を現に指名しているときは、指名を取り消すことができる。

- (1) 別表に掲げる指名停止事由のいずれかに該当するおそれがあると認めるとき 事実が確認できるまでの期間
- (2) 不渡手形の発行、債権譲渡等経営状態が著しく悪いとき 信用状態が回復するまでの期間
- (3) 指定業者の責めに帰すべき事由により工事等の着工又は続行が不能となるおそれがあると認めるとき 当該工事等が完工するまでの期間
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、農地法(昭和27年法律第229号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等に違反し、担当部局の設置するこれらの問題等を審査する委員会等を経て、違反事案として通知を受けたとき 通知を受けたときから是正されるまでの期間
- (5) 国税、都道府県税又は法人の代表者に係る市(町村)税の完納が確認できる納税証明書が提出されないとき 提出されるまでの期間

2 前項の規定により指名を留保した指定業者に対し、同一事由により指名停止とする場合の起算日は、指名を留保した日からとする。

(事故等の報告)

第10条 関係所属長及び検査課長は、指定業者が別表の措置要件に該当すると認めたときは、速やかに事故発生報告書(様式第1号)により市長に報告しなければならない。

(指名停止等の通知)

第11条 市長は、第3条第1項若しくは第4条の規定により指名停止を行うときは建設工事等指名停止通知書(様式第2号)、第5条第4項の規定により指名停止を変更するときは建設工事等指名停止期間変更通知書(様式第3号)、及び第6条の規定により指名停止を解除するときは建設工事等指名停止解除通知書(様式第4号)により該当事業者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知を行ったときは、当該業者の名称、期間及び理由を公表するものとする。

(指名停止に至らない場合の措置)

第12条 指名停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、指定業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(改善措置の報告)

第13条 指名停止又は指名を留保した場合は、必要に応じ指定業者から改善措置の報告を徴することができる。

(その他)

第14条 この基準の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
(登米市指名停止基準の廃止)
- 2 登米市指名停止基準(平成17年4月26日)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に指名停止の措置を行う指定業者について適用し、同日前に指名停止の措置を行った指定業者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に指名停止の措置を行う指定業者について適用し、同日前に指名停止の措置を行った指定業者については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

指名停止事由	指名停止期間
1 (虚偽記載) 本市が発注する請負契約等に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料等に虚偽の記載をし、請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上6月以内
2 (粗雑工事等) (1) 本市が発注する工事等及び物品の納入に対し、故意又は過失により粗雑にしたと認められるとき(軽微なものを除く。)	過失の場合 1月以上6月以内 故意の場合 12月以上24月以内

<p>(2) 本市以外の公共機関が発注した一般工事等（施工現場が県内のものに限る。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	1 月以上 3 月以内
<p>3 (契約違反及び契約締結拒否)</p> <p>(1) 前項に掲げる場合以外で、正当な理由がなく本市と締結した請負契約等に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	1 月以上 12 月以内
<p>(2) 正当な理由がなく、請負契約等を締結しなかったとき。</p>	1 月以上 12 月以内
<p>4 (安全管理等の不適切)</p> <p>(1) 本市発注の工事等に関するもの</p> <p>ア 公衆に死傷者を生じさせたとき。</p> <p>イ 工事関係者に死傷者を生じさせたとき。</p>	1 月以上 6 月以内
<p>(2) 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの</p> <p>ア 公衆に死傷者を生じさせたとき。</p> <p>イ 工事関係者に死傷者を生じさせたとき。</p>	1 月以上 4 月以内
<p>(3) 本県外の工事等に関し、公衆又は工事関係者に多数の死傷者を生じさせる重大事故をおこしたとき。</p>	1 月以上 3 月以内
<p>5 (建設業法等関係法令違反)</p> <p>(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等関係法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 本市発注の工事等に関するもの</p> <p>イ 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの</p> <p>ウ 本県外の工事等に関するもの</p>	2 月以上 9 月以内
<p>(2) 建設業法第 28 条の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事から監督処分を受けたとき。</p> <p>ア 本市発注の工事等に関するもの</p> <p>イ 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの</p> <p>ウ 本県外の工事等に関するもの</p>	1 月以上 9 月以内
<p>6 (労働基準法等労働関係法令違反)</p> <p>労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等労働関係法令に違反し、労働基準監督署から送検されたとき。</p> <p>(1) 本市発注の工事等に関するもの</p> <p>(2) 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの</p> <p>(3) 本県外の工事等に関するもの</p>	1 月以上 6 月以内
<p>(1) 本市発注の工事等に関するもの</p>	4 月以上 12 月以内
<p>(2) 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの</p>	2 月以上 6 月以内
<p>(3) 本県外の工事等に関するもの</p>	1 月以上 3 月以内

7 (独占禁止法違反) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、公正取引委員会から処分等を受けたとき。	
(1) 本市発注の工事等に関するもの	12 月以上 24 月以内
(2) 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの	4 月以上 18 月以内
(3) 本県外の工事等に関するもの	2 月以上 12 月以内
8 (談合等) 談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 本市発注の工事等に関するもの	
ア 代表者又は役員	12 月以上 24 月以内
イ 管理的地位にある者	12 月以上 24 月以内
ウ 一般職員 (日々雇用者を除く。)	12 月以上 24 月以内
(2) 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの	
ア 代表者又は役員	9 月以上 18 月以内
イ 管理的地位にある者	9 月以上 18 月以内
ウ 一般職員 (日々雇用者を除く。)	9 月以上 18 月以内
(3) 本県外の工事等に関するもの	
ア 代表者又は役員	6 月以上 12 月以内
イ 管理的地位にある者	6 月以上 12 月以内
ウ 一般職員 (日々雇用者を除く。)	6 月以上 12 月以内
9 (贈賄) 贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 本市職員に対するもの	
ア 代表者又は役員	12 月以上 24 月以内
イ 管理的地位にある者	9 月以上 18 月以内
ウ 一般職員 (日々雇用者を除く。)	6 月以上 12 月以内
(2) 本県内の国及び本市を除く地方公共団体の職員に対するもの	
ア 代表者又は役員	6 月以上 18 月以内
イ 管理的地位にある者	4 月以上 12 月以内
ウ 一般職員 (日々雇用者を除く。)	3 月以上 9 月以内
(3) 本県外の国及び地方公共団体の職員に対するもの	
ア 代表者又は役員	4 月以上 12 月以内
イ 管理的地位にある者	3 月以上 9 月以内

ウ 一般職員（日々雇用者を除く。）	1 月以上 6 月以内
1 0（反社会的行為） 詐欺、横領、暴力的行為等の反社会的行為により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起され、本市が発注する請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	
（1）代表者又は役員	1 月以上 12 月以内
（2）管理的地位にある者	1 月以上 9 月以内
（3）一般職員（日々雇用者を除く。）	1 月以上 6 月以内
1 1（廃棄物処理法違反行為） 本市発注工事又は一般工事等、又はそれ以外の工事等に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
（1）代表者又は役員	12 月以上 24 月以内
（2）管理的地位にある者	9 月以上 18 月以内
（3）一般職員（日々雇用者を除く。）	6 月以上 12 月以内
1 2（暴力的不法行為等） 次の各号に該当するものとして、関係行政機関から通報又は回答があり、本市が発注する請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	
（1）指定業者又は指定業者の役員等が、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が指定業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	24 月
（2）指定業者、指定業者の役員等又は指定業者の経営に実質的に関与している者（以下「指定業者関係者」という。）が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。	24 月
（3）指定業者関係者が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して、直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	24 月

<p>(4) 指定業者関係者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	<p>24 月</p>
<p>(5) 指定業者関係者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>24 月</p>
<p>(6) 指定業者関係者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>24 月</p>
<p>(7) 指定業者関係者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。</p>	<p>24 月</p>
<p>(8) 指定業者関係者が、本市発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団関係法人等であることを知りながら、当該法人等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設として使用したとき。</p>	<p>24 月</p>
<p>(9) 指定業者関係者が、入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注機関及び警察に届け出なかったとき。</p>	<p>6 月以上 12 月以内</p>
<p>1 3 (不正又は不誠実な行為)</p> <p>前各項に掲げる場合のほか、業務に関し次に例示するような不正又は不誠実な行為をし、本市が発注する請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札の公正を害すべき行為</p> <p>(2) 入札において、本市担当職員の指示に従わないなど入札の秩序を乱す行為</p> <p>(3) 本市の非公開文書を入手し、これを利用して入札に参加する行為</p> <p>(4) 業務に関し、脅迫的、暴力的言動により本市職員を畏怖、威圧する行為</p> <p>(5) 業務に関し、本市職員に対して長時間にわたる執拗な抗議等を繰り返し、本市職員の執務を妨害する行為</p> <p>(6) 主任技術者、監理技術者、現場代理人等について、虚偽の届出を出す行為</p> <p>(7) 第 4 項各号に係る事故について、報告を怠る行為</p> <p>(8) 本市発注工事において、正当な理由なく、本市の書面による指示に従わない行為</p> <p>(9) 本市発注工事において、入札価格の内訳書の提出を求められた場合に、正当な理由なく、指定された期限までに所定の内訳書を</p>	<p>1 月以上 12 月以内</p>

<p>提出しない行為</p> <p>(10) 本市発注工事において、提出された入札価格の内訳書の内容を調査した結果、明らかに適正な積算に基づいて入札価格が設定されていないと認められる場合</p> <p>(11) その他不正、不誠実な行為により、本市が発注する請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	
<p>1 4 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、本市が発注する請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 代表者又は役員</p>	<p>1 月以上 12 月以内</p>
<p>(2) 管理的地位にある者</p>	<p>1 月以上 9 月以内</p>